

(2) 校内服 (体育時の服装)

《男女共通》

冬…紺の指定のジャージ

夏…体操服 (丸襟、襟袖の色は赤)
黒の指定のハーフパンツ

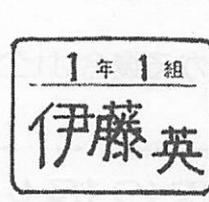
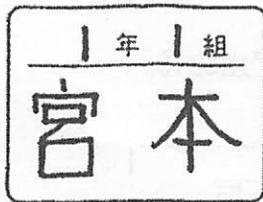
① ジャージの上下、体操服には
名札 (赤) をつけてください。

※名札をつける位置について

ジャージ (上) …左胸

ジャージ (下) …後部の右側

体操服 …左胸



文字は大きく見やすく

※同じ姓が多い人は名前の一文字を記入

② ハーフパンツには、名札はつけません。

※内側のネームタグに記名をお願いします。

(3) 登下校靴

運動靴 (白・黒を基調としたもの)

※体育の授業でも使用します。

(4) 上履き

指定の上履きで、ラインの色は学年によって異なります。

※1年生のラインの色(学年色)は、「青」です。

(5) 靴下

《男子》 白・黒・紺色のソックス

※ワンポイントまたは1本ラインのソックスは可。

くるぶしソックスは不可です。

《女子》 白・黒・紺色のソックス

※ワンポイントまたは1本ラインのソックスは可。

くるぶしソックスは不可です。

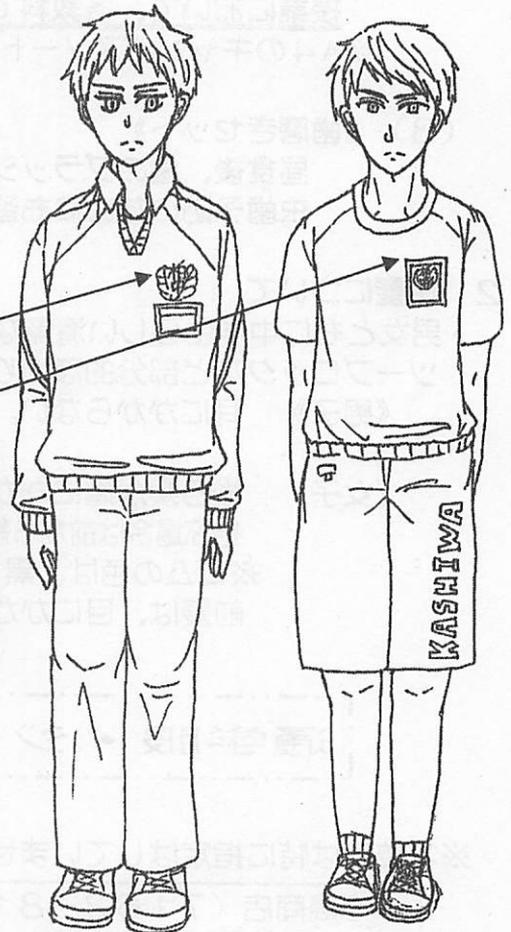
または、黒のストッキングです。

◎長さは、くるぶしが完全に隠れるもの。

(6) かばん

特に指定はありません。

※華美なもの、キャリーバッグは不可。



(7) ノート

授業において、各教科で指示いたします！

※A4のキャンパスノートを準備しておく和良好的です。



(8) 《歯磨きセット》

昼食後、歯のブラッシングを勧めます。

虫歯予防のためにも習慣づけたいところです。

2 頭髪について

・男女ともに中学生らしい清潔な頭髪であること（パーマ、脱色、染色、アンシンメトリーやツープロックなど部分的な刈り上げ等は禁止）。

《男子》 耳にかからない。前髪は、目にかからないようにする。

《女子》 後ろ髪が肩にかからないようにする。かかる場合は、一つか二つに束ねる。結ぶ場合は前から結び目が見えないように後ろで結ぶ。

※ゴムの色は、黒・紺・茶とします。

前髪は、目にかからない長さにする。かかる場合はピンで止める。

通学服・ジャージ等の取り扱い店

※本校では特に指定はしていません。近隣での購入先（店）の例を挙げておきます。（五十音順）

- ・寺島商店（7163-8133）柏駅東口直進、旧水戸街道左折（カワセトラビル2階）
➡通学服、ジャージ上下、体操服、上履き
- ・東京堂洋品店（7167-2723）柏駅東口直進、旧水戸街道（千葉銀行入る）
➡通学服、ジャージ上下、体操服、上履き
- ・平和堂柏店（7167-2220）柏駅東口直進、旧水戸街道左折
➡通学服、ジャージ上下、体操服、上履き

※ジャージ・体操服等のおおよその値段（若干の値段の変更あり、消費税含みます。）

男子学生服	165	参考価格	39,050円
女子学生服	160	参考価格	38,500円
ジャージ上	SS~5L	4,290円（名札付）	規格外サイズ 1割up
ジャージ下	SS~5L	3,080円（名札付）	規格外サイズ 1割up
体操服	S~L	2,420円	LL~ +100円
ハーフパンツ	S~LL	2,090円	3L~ +210円
上履き		2,970円	
名札		各100円	

持ち物には必ず記名して下さい。



柏市立柏中学校

冬季の服装等について

(1) トレーナー・セーターについて

寒いときはセーターまたはトレーナーを校内服の下に着用してよい。

(フード・タートルネック・ハイネック等は不可です。校内着から出ないように着用。)
色は無地で黒・紺・茶・白・グレーとする。

(2) 防寒着について

コート・・・無地のもので色は黒・紺・グレー。

【所属の部活で揃えたウインドブレーカーの上を制服の上に羽織るのは許可しています】

<来年度に向けて検討中>

※ロングコートは不可とする。安全面の観点から。

※ダウンジャケットやマウンテンパーカーのような機能性の高い防寒着も可とする。

色は、上記の通り指定あり。(現在異装届を提出していただき受理している)

(3) マフラーについて

・色は華美でないもの

・第1ボタンを外さずに巻きましょう。

・ネックウォーマーは可。頭には、つけない。

※耳あて、ニット帽などは禁止。

(4) 手袋について

・色は華美でないもの。

※寒いとポケットに手を入れて歩く姿が目立ちます。そうならないように手袋の着用をしましょう。

【コートやマフラー、手袋は登下校のみで、登下校時以外は着用禁止!! (本来は室内では外す)】

(5) その他

・リップクリーム：無香料無着色で可。

・使い捨てカイロ：使用後教室のゴミ箱には捨てない。自宅で処分。体育では禁止。
使用の際は、必ずカイロ本体に記名する。

・マスク：色指定なし

・ストッキング、タイツ：ハーフパンツだけの時や体育の時は禁止。制服とジャージの下はOK

※使用の仕方が悪ければ使用禁止とする。



保健安全面について

1. 入学までをお願いしたいこと

① 持病の定期検診と病気の治療について

中学生になると学校での生活時間が長くなり運動量も増えます。また部活動等の練習量も多くなります。心臓病やその他持病がある場合は、春休みまでに定期検診等で主治医の先生の診察を受けられ安心して新学期をスタートできるようお願いします。

入学後、しばらくの間は中学校生活に慣れるのに精一杯になります。むし歯やその他病気がある場合は、早めに治療されるようお勧めします。

② 心身の健康面で心配がある場合について

中学校生活において、心身の健康面で不安や心配なことが予想される、あるいは特に配慮が必要な場合は遠慮なく学校まで連絡をください。

2. 中学校生活での健康管理について

① 朝食は学校生活のエネルギーです。

体調を悪くして保健室を利用する生徒に「朝食を食べてこない」という生徒が多くみられます。朝食は、その日一日のエネルギー源です。朝食を抜くと「脳」の活動エネルギーが不足気味になって午前中の学習能率が低下しがちになります。また、肝臓に蓄えられた糖分からエネルギーをだすために、疲れや集中力の低下、イライラもでてきます。朝食は、心とからだの元気の素です。朝食を食べる食生活は大切です。

② 生活リズムと睡眠について

睡眠中は、からだの成長を助ける成長ホルモンが分泌されます。成長ホルモンは熟睡中に分泌され、早めに寝た方が遅い場合よりも多く分泌されます。

また熟睡すると覚えたことがよく整理され記憶が定着するといわれています。睡眠中に、病気から身を守る抵抗力がつくられており、睡眠はとても大切です。

からだが大きくなってだんだん大人と同じような生活サイクルになりがちですが、まだまだ成長期ですので「早寝早起き」の生活リズムを崩さないようにしたいものです。

③ 身だしなみについて

中学生になるとおしゃれになります。最近では、高校生の間で流行していることを中学生もすぐに真似をするような傾向がみられます。「みんながやっているからいい」と子どもは言いますが、成長期の中学生のからだや心の健康に悪影響を及ぼす場合は「いけないこと」として、正していきたいものです。



3. 思春期における心身の成長について

① 中学校での性教育について

小学校で実施した性教育を土台にして、中学校でも生徒の発達段階を考慮して性教育を実施します。内容は柏市で共通したものですが、実際の指導に際しては教師が学年会等で検討し進めていきます。また、保健所や助産師会より講師を招き講演も行います。

② 思春期の特徴について

思春期の時期は、自我を確立しようとしている時期です。自分に対する自信のなさや不安から、親に対して口ごたえや口をきかなかったりすることがあります。親のほうかゆとりをもって接し、子どもの言い分をよく聞いた上で落ち着いた頃に上手にアドバイスをしてあげるのも効果的です。

また、この時期は、自己をコントロールする力（がまんする心＝心にブレーキをかける訓練）・ものごとを判断する力が、将来に渡って今後の行動をよりよく選択していくうえで非常に重要な役割を果たします。この力は、さまざまな欲求に対するがまん体験が基盤となり、くり返し学ぶことによって養われます。中学校生活では小学校より、がまんが必要な体験が多くなることでしょう。ご家庭でも良い機会ととらえて温かく見守ってくださるようお願いいたします。

4. 学校内のけがにおける

医療費給付制度（『日本スポーツ振興センター』）について

※部活動、体育、校内生活、登下校等におけるけがの保険。下校後に受診したのものも含まれます。

学校におけるけがで病院を受診した場合、小学校同様『日本スポーツ振興センター』へ医療費請求を行います。給付の対象は、保険証を使用して1,500円以上です。詳しい案内は入学後に配りますのでそちらをご覧ください。

☆学校でのけがについては、柏市子ども医療費受給券が使えません。『日本スポーツ振興センター』医療費請求の手続きをとります。ご注意ください。

◎ 緊急連絡先について

具合が悪くて早退をするときや、ケガなどで病院に搬送する際には、その都度連絡をさせていただいています。しかし、緊急連絡先に書いてあるお勤め先や、携帯番号にかけても、勤務先や携帯番号が変わっていて、連絡が取れないこともあります。連絡先が変わった場合、速やかに担任に連絡をしてくださるよう、よろしくお願いいたします。



校納金・集金について

柏市立柏中学校 事務部

柏中学校では、諸費用はゆうちょ銀行の自動引き落としによる納入となっております。

1. 手続き方法

- (1) ゆうちょ銀行に口座をお持ちでない場合は口座開設をお願いします。
(旧郵便局の『ばるる』はそのまま使用できます)
- (2) 「自動払込利用申込書」へ記入・押印後、ゆうちょ銀行で手続きしてください。
(日本中どこの郵便局でも手続きができます)

受け取った『お客様控』は卒業までご家庭で保管してください。
必ず2月26日(金)までに郵便局で手続きをお願いします。

※兄や姉が在籍している、場合も生徒一人につき1枚提出が必要です。

「お客様控」は
学校には提出
しません。

2. 口座引き落とし日等

- (1) 1回につき10円の引き落とし手数料がかかります。
- (2) 引き落とし日……5日と15日(休業日の場合は翌営業日)
※2回とも引き落としの出来なかった場合、現金または学校口座へ振込となります。
- (3) 引き落とし月……5月～7月、9月～2月(年9回)
第1回目の引き落としは、5月6日(木)の予定です。

3. 集金額

1年生の費用の目安です。参考にしてください。

令和3年度の集金額については、4月下旬に文書でお知らせします。

	PTA会費	生徒会費	給食費	諸費	教材費	積立金	合計
5月	1,800		10,560	1,330	695	2,000	16,385
6月	1,800	1,100	10,560		6,420		14,600
7月		1,100	5,280		8,420		14,800
9月			5,280		1,320	8,000	14,600
10月			5,280				5,280
11月			5,280				5,280
12月			5,280				5,280
1月			5,280				5,280
2月			10,560				10,560
計	3,600	2,200	58,080	1,330	16,855	10,000	92,065

別に手数料(1回10円)がかかります。

4. 旅行費用

2年生時の林間学校・3年生時の修学旅行の費用につきましては学校では積立をいたしません。旅行会社へ直接支払いをお願いすることになりますので、ご家庭でご準備をお願いします。詳細は旅行会社が決定してからお知らせします。

5. 就学援助

柏市では、経済的に就学が困難な場合に給食費や学用品費・修学旅行費等を補助する制度があります。詳細・申込み方法等については、入学後にご案内いたします。



令和3年度 入学式当日の予定

柏市立柏中学校

- 1 日時
 - ・令和3年4月8日(木) 10:00より
 - ※受付 9:00~9:30
- 2 場所
 - ・柏市立柏中学校 体育館
- 3 持ち物
 - ・入学通知書、筆記用具、メモ帳、上履き(青色;資料P7入学式までの準備参照)
 - (保護者の皆様もスリッパ等を持参してください)
- 4 服装
 - ・制服(資料P6~入学式までの準備参照)
 - ※女子は入学式ですから白タイになります。
- 5 日程
 - ・9:00~
 - ・掲示板(体育館前)を見て自分の学級を確認し、受付(入学通知書を提出)を済ませてください。
 - ※世帯主と保護者名が異なる場合は保護者名を記入。
 - ・受付は、できるだけ保護者の皆様が行ってください。
 - ・受付を済ませたら、生徒は在校生の誘導係が案内しますので、それぞれ各教室に入ってください。
 - ※出欠・氏名確認、諸連絡、トイレ…等を行います。
 - ・保護者の皆様は、体育館に入ってください。
 - ・9:56~
 - ・新入生が体育館(式場)に入場します。
 - ・10:00
~
 - 11:10

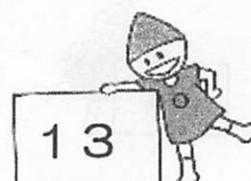
第75回 入学式

 - ※ 11:20頃~12:10頃 保護者の皆様は体育館にて保護者会
 - ・11:20
~
 - 11:40
 - ・新入生は各学級にて学級指導(帰りの会)を行い、終了後は下校します。

受付時間(9:00~9:30)に遅れないようにお願いします。

6 その他

- (1) 入学式後の学級指導で「校章」を配布します。
- (2) 教科書は、9日に配付の予定です。入学式後、担任より生徒に伝えます。
- (3) 入学式終了後、式場にてPTA会長の挨拶・保護者会があります。
- (4) 保護者の皆様は、スリッパと靴袋をご用意ください。
- (5) 新入生の制服の下はYシャツ・丸襟ブラウス、開襟シャツ、体操服のいずれでもかまいません。
- (6) お車での来校はご遠慮ください。



令和3年1月29日

新入生保護者 様

柏市立柏中学校
校長 内田 守

入学相談期間について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、各ご家庭におかれましては、お子さまのご入学を心待ちにしていることと思います。その半面、入学に関わりその準備やお子さまの様子など、様々な不安もお持ちのことと存じます。つきましては、入学相談期間を下記のように設けましたので、入学に関わり不安なことやご質問などがございましたら、お気軽にご相談ください。

記

1 相談期間

- ・2月1日(月)～3月10日(水) 午前9時～午後4時
(但し、土曜日・日曜日・祝日は除きます。)

2 相談方法

- (1) 来校相談
- (2) 電話による相談 04-7146-1167

3 相談担当者

- ・教頭(山田)・教務主任(吉田)・生徒指導主任(海上)・養護教諭(馬場)が担当いたします。

4 その他

- (1) 来校・電話相談ともに受け付けております。来校による相談は、事前に電話でご連絡ください。
- (2) 新入生の皆さんには、入学後に「オリエンテーション、歓迎会、仮入部等」で、中学校の生活についてご案内や説明をする予定でおります。

※例年、通学服等(校内の服装・体育時の服装等)の購入先(店)の相談が多く寄せられています。本校では、特に指定はしておりません。近隣での購入先(店)の例を挙げておきます。(五十音順)

- ・寺島商店(7163-8133)
- ・東京堂洋品店(7167-2723)
- ・平和堂(7167-2220)



障害のある子どもも、ない子どもも共に学ぶ仕組み

インクルーシブ教育システム

の構築に向けて



障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月1日より施行になり、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会づくりが始まっています。一人一人の必要性を考えて、合理的配慮（裏面参照）を行うことが法的に義務づけられ、小中学校もその対象となっています。学校教育の場においては、これまでも必要に応じた配慮を行ってきましたが、今後もすべての子にとって学びやすい環境づくりに努めて参ります。

以下に合理的配慮の例を示しましたので、必要な場合は、お子さんと一緒に学校へご相談ください。

◆◆ 合理的配慮の例 ◆◆

視覚に困難さがある場合は…

- 座席を前にする
- 拡大教科書やデジタル教科書を利用する
- プリントやテスト用紙を拡大する
- 弱視レンズや書見台を使用する
- タブレットを活用する



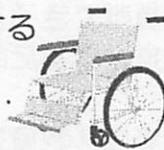
読字・書字等学習に困難さがある場合は…

- 漢字にルビをふる（配付資料や試験問題等）
- 文章を読み上げる（板書や試験問題等）
- 書く量を減らす
- タブレットや電子辞書を利用する



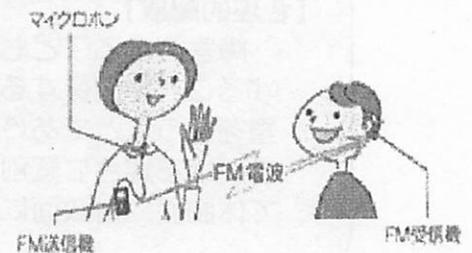
肢体に困難さがある場合は…

- 車椅子や階段昇降機を利用する
- 移動や日常生活を介助する
- 体育の学習内容を変更(調整)する
- 段差を解消する



聴覚に困難さがある場合は…

- 座席を前にする
- 簡単な手話やメモを使う
- 口形をはっきりさせて会話する
- FM式補聴器を利用する



集団生活に困難さがある場合は…

- 座席を配慮する
- 刺激の少ない部屋を利用する



「合理的配慮」は、その子にとってはなくてはならない支援です。例えば、見えにくい状態にあるものを、眼鏡をかけることにより、他の人と同じ「見える」状態にすることと同じことです。配慮は一人一人異なります。まずは学校へご相談ください。



◆◆ 合理的配慮の申し出の仕方 ◆◆

配慮の申し出

本人と保護者が必要な支援について相談し、学校に申し出ます。



合意形成

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援について話し合い、決定します。
意見の一致を図れるよう十分に話し合うことが大切です。

必要に応じて教育委員会も加わります



個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

※「個別の教育支援計画」とは、関係機関が連携して支援をするための長期計画書です。
「個別の指導計画」とは、支援計画に基づき、指導をするための短期計画書です。



合理的配慮・支援の実行

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。



評価・調整

提供した配慮や支援について本人・保護者・学校で評価し、更に可能な変更や調整を行います。

【インクルーシブ教育システム】

用語解説

障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組み

【合理的配慮】

障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(文部科学省HPより引用)

特別支援教育就学奨励費について

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に係る教育費の一部を援助する制度があります。通常の学級に在籍する児童生徒で、障害の程度が学校教育法22条の3に該当するお子さんについても対象となります。詳しくは、柏市教育委員会学校教育課HPをご覧ください。ご相談は教育研究所担当まで。

特別支援教育に関する相談は、教育研究所 担当まで 電話 04-7191-1111

